

官報

号外 平成十年二月九日

○第四百十二回 参議院会議録第五号

平成十年二月九日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第五号

平成十年二月九日

午後一時 本会議

第一 預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(趣旨説明)

〔兩案について、提出者の趣旨説明を求めます。松永大蔵大臣。〕

〔國務大臣松永光君登壇、拍手〕

○國務大臣(松永光君) ただいま議題となりました預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国では、昨春秋以降、金融機関の破綻が相次いで発生いたしました。こうした中で、預金者

に不安と動揺が広がるとともに、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下し、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生ずることとなることが懸念される事態が生じております。

こうした状況のもと、緊急の特例措置として、預金の全額保護の徹底を図る体制を整備するための措置及び金融機関の自己資本充実のための措置を講ずることにより、預金者の保護と信用秩序の維持を図るため、これらの法律案を提出することとした次第であります。

まず、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、信用協同組合が破綻した際の受け皿として設立された整理回収銀行について、信用協同組合のみならず一般金融機関の受け皿銀行としての機能も果たせるよう、その機能を拡充することとしております。

第二に、預金保険機構において、これまで旧住宅金融専門会社から承継された住宅金融債権管理機構の貸付債権の回収業務に限り認められていた罰則つき立入調査権を、破綻した金融機関から整理回収銀行に引き継がれた貸出債権の回収業務にも拡大するなど、預金保険機構の回収体制の強化を図ることとしております。

第三に、預金の全額保護の仕組みとして平成十三年三月末までの期限措置として設けられた預金保険機構の特別勘定について、一般金融機関と信

用協同組合の区分を廃止し、すべての金融機関を対象とした一つの特別業務勘定に統合することとしております。

第四に、預金保険機構の財政基盤の強化を図るため、七兆円の国債を特別業務勘定に交付し、破綻処理に伴い発生する損失等について、国債の償還金を充てられることとしております。

第五に、一般勘定及び特別業務勘定における資金調達が円滑に行われるよう、日銀等からの借り入れに加え、債券発行機能を付与するとともに、借り入れなどに対し政府保証を付与することができよう措置することとしております。

次に、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融の危機的な状況に対処するための緊急措置として、預金保険機構に金融危機管理勘定を設置し、平成十三年三月末までの間、整理回収銀行に委託して金融機関等が発行する優先株式等の引き受け等を行うことを可能としております。

第二に、優先株式等の引き受け等が厳正に行われるよう、預金保険機構に公正な審査を図るための金融危機管理審査委員会を設置することとし、その構成員は、両議院の同意を得て内閣が任命する審査委員三名及び大蔵大臣、金融監督庁長官、日本銀行総裁、預金保険機構理事長の七名としております。

優先株式等の引き受け等については、この審査委員会において厳正な審査基準を策定し、これに基づいて審査するとともに、引き受け等を申請する金融機関は、経営の健全性確保のための計画を審査委員会に提出しなければならないこととしております。また、審査委員会では、優先株式等の引き受け等については、全員の一致をもって議決することとするともに、議決された案件については、閣議においてそれを承認するかどうか決定されることとしております。

第三に、以上の措置を講ずるための財政上の措置として、金融危機管理勘定に三兆円の国債を交付し、優先株式等の引き受け等のための資金の貸し付けや優先株式等の処分等に伴い損失が発生した場合の補てんなどについて、国債の償還金を充てられることとしております。また、金融危機管理勘定において日銀等からの借り入れ及び債券発行が行えることとするともに、これらの資金調達が円滑に行われるよう、借り入れなどに対し政府保証を付与することができることとしております。

以上、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岡利定君。

〔岡利定君登壇、拍手〕

○岡利定君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題になりました金融システム安定化のための緊急措置に関する法律案及び預金保険法改正案について、総理及び関係大臣に質問いたします。

その前に、沖繩関係について伺います。昨日行われました名護の市長選挙におきまして、海上ヘリポートについて建設賛成派の岸本氏が、選挙直前に大田知事が建設反対を表明されたにもかかわらず、当選を果たされました。

米軍の普天間飛行場の返還に関し、政府・自民党は沖繩県と誠意を持って真剣に話し合いを進め、現実的に最良のものとして海上ヘリポートが検討されてまいりました。それだけに、去る六日の大田知事の反対表明は全く今までの経緯を無視するものであり、我々にとって理解しがたいものであります。今回の名護市長選挙の結果は、現実的な前向きな選択を求める市民が多いことを示しております。建設についてこのような地元市民の

意向を生かすべく、沖縄県の理解を得つつ沖縄振興に最大限努めていかなければならないと思ひます。

総理は、この結果を踏まえ、今後どのように対応されていかれるのか、お伺ひいたします。特に、海上ヘリポートの建設と沖縄振興をどのようにリンクされていかれるのかを沖縄開発庁長官にお伺ひいたします。

次に、経済の現状についてお伺ひいたします。

先週金曜日、政府が発表した二月の月例経済報告では、景気はこのところ停滞しているという判断が示されました。しかしながら実体経済は相次ぐ金融機関の破綻から金融システムに不安が生じ、景気に力強さが見られず、むしろ民間エコノミストの間では景気は既に後退期に突入しているとの見方が多いと言われております。現在の景気状況について、経済企画庁長官にお尋ねいたします。

次に、アジア経済に対する日本の役割についてお尋ねいたします。

日本経済が危機に陥れば、これはすぐ韓国や東南アジアを初めとするアジア経済に波及し、それがまた日本にはね返ることとなります。日本とアジアとの貿易、投資、金融面での関係の深さを考えると、連鎖的に事態が悪化するおそれが高く、日本を含むアジアの経済危機は世界経済全体への波及をも懸念されることでもあります。

現在、IMF支援を受け、タイ、インドネシア、韓国等の諸国も今のところ小康状態にありますが、今後、東南アジアの通貨切り下げに伴い、中国の貿易収支への影響が懸念されます。中国当局は元の切り下げはないと明言されていると仄聞しておりますが、中国の動向次第では再び大きな波になって東南アジアに襲いかかってくるおそれがあります。アジア経済に対する日本の役割について、どのように認識し、対応されるおつもりなのか、特に中国の動向についてどのような見通しを持っておられるのか、総理にお尋ねいたします。

ます。

こうした経済不安は、金融、経済のグローバル化に伴い、瞬く間に世界じゅうに影響を及ぼすものとなりました。このような状況に対処して、内需拡大による景気浮揚を図るため、総理は二兆円の特別減税の実施と一兆五千億円のいわゆるゼロ国債を含む公共投資の追加等を決断されました。さらに、自由民主党と政府において、政府系金融機関の無担保融資の拡大を中心とした中小企業への経営支援策を初め、法人税の軽減等、金融、財政、税制を総動員して景気対策を打ち出しました。また、景気動向によっては追加の景気対策を機動的、弾力的に対応することも検討しております。このことが市場において好感され、株価も一万七千円前後まで回復しております。

そこで、補正予算及び今回の預金保険機構の三十兆円の強化策の効果についてどのように評価し、また期待されておられるのか、大蔵大臣にわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

また、総理は、年頭のあいさつで、景気対策と金融システムの安定化を最優先課題とする意思表示されましたが、さらなる対策を具体的に考えておられるのか、また今後の景気動向によっては、財政構造改革や金融システム改革の基本は堅持しつつも、その進め方について見直すお考えはないのか、総理にお伺ひいたします。

次に、金融機関の貸し渋りにについてお尋ねいたします。

本年四月からの早期是正措置に備えた銀行の自己資本充実のための貸し渋りや資金回収により、資金の流動性に弊害が出てまいりました。これにより、特に中小企業の資金繰りに大きな支障が出てきました。そこで、大蔵省は貸し渋りへの対応策として、昨年暮れの十二月二十四日に、国内基準適用行について一定の条件のもとで早期是正措置を一年間猶予されました。さらに、自己資本比率対策として株式の評価方法の変更等を検討しているとのことですが、これらの措置に

よって全体としての程度の効果があるとお考えか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

我が自由民主党では、都市銀行の持つ不動産を再評価すれば十九行で約三兆円とも四兆円とも言われる含み益を資本に組み入れればさらに貸し渋りが緩和されるのではないかと、商法を初めとする制度改正の検討を開始いたしました。

今まで政府においてこの問題を検討されたことがあるのか。また、法案化についてのお考えを大蔵大臣にお伺ひいたします。

次に、金融システム安定化のための一般金融機関への資本注入についてお尋ねいたします。

今回の補正を初めとするさまざまな景気浮揚策と金融システム安定化のための措置が有機的に結合し、相乗的な効果をもって景気が回復し、金融市場が内外の信頼を早急に回復して資金の流動性の確保が図られるものと確信します。そのためには一日も早く本法案の成立が望まれるところであります。

我が国の金融をめぐる環境は、今まさに大転換期にあります。今までの護送船団方式、すなわちすべての金融機関を温存し保護していくという方式は、金融のグローバル化が進む中において、時代の流れにそぐわないことが明らかになっております。

また、昨年十一月以降の山一証券を初めとする大手金融機関の破綻の経過を見ますと、我が国の金融市場に市場原理が浸透しつつあることを実感いたします。

その一方で、政府は金融システムの安定性の確保を図っていくという重大な責務があります。金融機関の破綻処理については、住専国会以来さまざまな議論がなされてきました。そして、ほぼ国民の間で一つのコンセンサスを獲得している考え方は、破綻した金融機関は市場から退場させること、そしてその破綻した金融機関の経営者の経営責任を明らかにしていくことだと思ひます。総理

も大蔵大臣も、この一連の金融システム安定化は決して破綻金融機関の救済ではないと明言されておられるところであります。

資本注入に当たり、残す銀行と消滅させる銀行について、法案では、信用秩序の維持や地域経済に大きく影響するもの、利用者の利便に大きな支障があるもの等の基準が示されております。これは内外の信頼を得る上でも重要なことであり、この基準の厳しい対応が絶対必要だと考えます。いやしくも、大銀行は規模が大きいという理由だけで地域経済に大きく影響する、したがって消滅させられないというふうなことは、やはり護送船団方式ではないかという批判に耐えることはできません。実施に当たっては、国民が納得いくような公平性、透明性の確保が重要だと思ひますが、基本的なお考えを大蔵大臣にお伺ひいたします。

整理回収銀行を通じて優先株等の取得に当たっては、法案では、資金調達に極めて困難な状況に陥る金融機関に著しい障害が生ずる事態、または地域・分野において企業の活動や雇用の状況への甚大な影響等経済活動に著しい障害が生ずる事態という条件が付され、さらに、これらの基準や条件には判断する者の主観がかなり入る可能性があることから、決定までの過程について議事録を公開するという内容になっていることは評価できることとあります。

今回、幾つかの銀行が劣後債あるいは優先株の受け入れについて検討していると報ぜられておりますが、全体としての程度の金融機関が対象となり、その効果をどの程度と考慮しておられるのか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

次に、最近の株式市場の動きを見ますと、全く根拠のない風説の流布で特定の企業がねらい撃ちされ、株式や債券市場が大きく動揺し、意識的な株価操作が行われているのではないかと、疑念が出されております。このような風説の流布や相場操作がまかり通るシステムが内外からの信頼を失い投資家が離れていった大きな要因の一つ

ではないでしょうか。

大蔵省は空売りの規制、罰則の強化を含む証券取引法の改正を検討中と聞いておりますが、証券取引市場が公平かつ透明なシステムに再構築されるよういまだ徹底的に総点検し、その上で早急に法案を提出していただきたいと考えます。現在の検討状況と内容について大蔵大臣にお尋ねします。

最後に、公務員倫理についてお伺いいたします。

大蔵省OBの日本道路公団の経理担当理事と野村証券等による取賄事件、そして今回の大蔵省現職による不祥事、また大蔵省かという思いであります。日本版ビッグバンを目前に控え、政府・与党挙げて日本の金融システムを世界に通用できるように、公的資金まで入れて構造改革を図ろうとしているときでもあります。このようなときに、旧態依然とした金融界の体質、これを安易に受け入れる官僚等、フリー、フェア、グローバルがむなしく響きます。

さらに、大和証券と警察官の贈賄事件等々、言葉を失うような事態が発生しております。このような行為は公務員法その他の法律によって厳しく戒められ、違反者は処罰されることになっております。にもかかわらず、公務員の資質を疑うようなこのような事態の連続に、国民全体が行政に対して不信感どこか憤りを感じております。

このような事態に、総理は、公務員倫理法の検討を命ぜられたとお聞きしておりますが、これは根本的には公務員の倫理観にかかわるものであります。魂を入れなければ同様の事件が再び生ずるおそれがあります。現在検討中の公務員倫理法の基本的枠組みについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

さらに、今後財政投融資制度が見直され、特殊法人が財政機関債を発行し、みずから資金調達を行うことが検討されております。それにより、特殊法人と証券会社等の金融機関との関係がますます

す密接になってくると考えます。特殊法人に対する倫理についてのどのような仕組みを考えておられるのか、あわせて総理にお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 閣議員にお答えをいたします。

まず海上ヘリポート問題等に係る今後の対応についてお尋ねがございました。

昨年十一月、海上ヘリポート案を地元へ提示いたしましたから、今日までこの問題につきましては政府としても地元の御理解を得るべく最大限努力をしております。また、県内でもさまざまな御議論が行われてまいりました。そうした中で、名護市における住民投票の実施、比嘉前市長の受け入れ表明及び辞任、大田県知事の受け入れ拒否表明、こうした事態を経て昨日の市長選で岸本候補が当選をされたところであります。

政府としては、地元の動きを見守りながら、引き続き地元の皆様の御理解を得つつ、海上ヘリポートの実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。同時に、沖縄振興策につきましても今後とも全力で取り組んでまいります。

次に、アジア地域における我が国の経済的役割についてのお尋ねがございました。

政府としては、アジア並びに世界経済における日本の国際的な責任、役割というものを自覚しながら、我が国自身の問題として、我が国の経済を回復軌道に乗せるため、予算・税制上の措置や金融システム安定化のための対策といったさまざまな措置を講ずることとしており、これらの取り組みが相乗効果をもって我が国経済の内需主導の力強い回復に寄与するとともに、世界経済との調和にも資するものと考えております。

また、アジア地域の金融通貨市場の変動につきましては、IMFを中心とする国際的な支援の枠組みの中で我が国としても積極的な支援を実施しております。例えば、先日インドネシアの情

勢、特に経済情勢につきましてシンガポールのゴー・チョクトン首相と電話で長い意見交換をしたばかりであります。今後とも関係各国及びIMF、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関と密接に連携しながら適切に対処していく考えであります。

また、中国の経済動向についてのお尋ねがございました。

中国の経済は、九七年も八%を超える成長が続いております。周辺国の通貨変動の影響が懸念されますが、中国の労働コストは依然低廉でありまして、昨年の統計によりますと、輸出は堅調で貿易収支は大幅な黒字となっております。いずれにせよ、周辺国の通貨変動の影響につきましては今後とも十分注視していく必要があると考えております。

また、さらなる対策というお尋ねがございました。

政府としては、二兆円の特別減税を含む予算・税制面の措置、あるいは金融システム安定化のための三十兆円の公的資金の活用など、財政・金融両面にわたる幅広い措置を講ずることとしておりまして、こうしたさまざまな取り組みなどのすべてが相乗効果をもって我が国経済の力強い回復に寄与すると考えております。

こうした観点から、先日、九年度補正予算を成立させていただきましたが、引き続き十年度予算やこれらに関連する法律案を一日も早く成立をさせていただき、こうしたさまざまな措置を早期に実施することがぜひとも必要と考えておりますことをぜひ御理解賜りたいと存じます。

また、財政構造改革、金融システム改革等の進め方についてお尋ねがございました。

しかし、財政構造改革の必要性というものは何ら私は変わらぬと思っております。同時に、経済の実態や金融システムの状況を考えながら、その時々の実情に応じて臨機応変の措置をとっていくことも当然のことでありまして、これは二者択一の問

題ではないと思っております。

今般の特別減税、また御審議を願おうとしております金融システム安定化対策を初めとする諸施策は、こうした考え方のもとに断固たる対応をとろうとするものでありまして、こうしたそれぞれの仕組みが六次改革への取り組みなどと相乗的な効果を発揮していく、そしてそれが我が国の将来を形づくっていくと、そのように考えております。

また、公務員倫理法についてお尋ねがございました。

仰せられるとおり、この問題に対する対応というものは倫理規程で足りると考えておりました私の幻想を確かに打ち砕くものであります。そして先般、政府部内に公務員倫理問題に関する検討委員会を設け、公務員倫理に関する法制化等の検討を今開始しております。特殊法人役職員等の取り扱いは含めまして、内容等については現在検討を続けているさなかにございますけれども、早急に作業を進めてまいりたいと考えております。

同時に、特殊法人などの綱紀の肅正につきましては、先般の閣議におきまして官房長官からその徹底を指示したところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光君登壇、拍手)
○国務大臣(松永光君) 先般、成立させていただきました補正予算及びこれから御審議を願う平成十年度の予算等による効果の点につきましては、先ほど総理から御答弁がございました。

今回の緊急対策の効果についてでございますが、今回の対策は我が国金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎかねない状況を踏まえて、金融システムに対する信頼を一日も早く回復させ、経済全体が危機に陥る事態を防ぐための包括的な金融危機管理上の措置でありまして、その着実な実施により金融システムの安定化がもたらされることにも、いわゆる貸し渋りを解消し金融

機関の円滑な資金供給にも資することであると考
えております。

昨年末に大蔵省が発表した貸し渋り対策につ
いてですが、この対応策においては、早期是正措置
における国内基準の弾力的な運用、期末における
株式の評価方法の変更など幅広い施策を盛り込ん
でおり、これらの措置により金融機関の融資対応
力が強化され、我が国金融システムの安定化に資
することになると考えます。

資本注入に関するお尋ねですが、優先株等の引
き受けについては、公正を期するため民間の有識
者を含む公正中立の委員から成る審査機関を設
置し、あらかじめ公表された厳正な審査基準に基
き審査した上で全員一致により議決し、さらに閣
議を経て決定することとしたしております。ま
た、審査機関の議事録等については、公表するこ
ととし、透明性を図ることとしております。

今回の優先株等の購入は、その対象金融機関は
どうなるのかという御質問でございますが、今般
の自己資本充実策の対象は、合併等の受け皿金融
機関のほか、信用秩序の維持と国民経済の円滑な
運営に極めて重大な支障を生ずるおそれがある場
合における一般の金融機関を想定しております
が、具体的な対象については各金融機関の申請を
受け、審査委員会が審査基準に基づいて決定す
るものであります。

また、今回の対策が目指す効果は金融システム
の安定化であります。同時にいわゆる貸し渋り
等の解消により、個人や事業者に対する円滑な資
金供給に資することも期待しております。

証券取引法の改正の内容と検討状況について
お尋ねですが、御指摘の空売り規制の見直しのほ
か、証券会社の免許制から原則登録制への移行、
株式売買委託手数料の自由化等を改正案の内容と
する予定であります。金融システム改革を一体的
に推進する法案として今国会に提出すべく、現在
作業を進めているところであります。
(拍手)

(国務大臣鈴木宗男君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木宗男君) 海上ヘリポートの建設
と今後の沖縄振興策についてのお尋ねであります
が、きょうの名護市長選挙の結果、比嘉前市長の
意思を受け継いだ後継者である岸本候補が選出さ
れ、当然、政策の継続性が図られるものと考えて
おります。

沖縄の振興開発につきましても、沖縄の本土復
帰以来、本土との格差を是正し、自立的発展の基
礎条件の整備等を目的として、三次にわたる沖縄
振興開発計画に基づき諸施策を推進してまいりま
した。しかしながら、沖縄は、現在でも生活、産
業基盤の面ではなお整備を要するものが多く見ら
れるとともに、産業の振興や雇用の問題など解決
しなければならぬ多くの課題を抱えておりま
す。引き続き、着実にこれら施策を展開しな
はけないと思っております。

名護市を含む北部地域の振興に關しましては、
海上ヘリポート建設に伴う新たな負担におこたえ
するという観点から、昨年十二月八日提示しまし
た施策については、その問題の成り行きを引き続
き見守りながら、沖縄開発庁としても県土の均衡
ある発展を図る上で、北部振興の重要性を従来か
ら強く認識しておりますので、今後とも地元の方
の要望を十分にお伺いしながら必要な施策の推進を
していく所存であります。

なお、国益、さらには国策に協力をいただく場
合には、当然、予算の傾斜配分等はあつてしかる
べき、これが公平公正の原則だと、こう思います
ので、そのことも頭に入れながら、引き続き沖縄
振興をやつてまいります。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇、拍手)
○国務大臣(尾身幸次君) 最近の景気動向につ
いての御質問でございます。

個人消費は、秋口からの家計の経済の先行きに
対する不透明感もありまして、低調な動きとなつ
ており、住宅建設は下げどまりの兆しは見られる
ものの、依然弱い動きが続いております。また、

民間金融機関におきまして貸し出し態度に慎重さ
が見られるところでございます。

こうした状況の中で、最近の株価等の動きに見
られるように、市場心理には一部好転の兆しが見
られるものの、金融機関の経営破綻、アジア情
勢の急速な変化等を背景に、家計や企業の景況感
の厳しさが实体经济にも影響を及ぼしてあり、景
気はさうのところ停滞しているものと認識しており
ます。

政府といたしましては、今後、景気動向に応じ
て臨機応変の対応をとることは当然のことござ
います。当面は金融システム安定化対策等の関
連法案や平成十年度当初予算の早急な成立をさせ
ていただくことが何より大切であり、景気対策上
も最優先の課題であると考えているところでござ
います。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 伊藤基隆君。

(伊藤基隆君登壇、拍手)

○伊藤基隆君 私は、民友連を代表して、預金保
險法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定
化のための緊急措置に関する法律案について、総
理及び関係大臣に質問いたします。

私は、まず、金融関連二法の内容に先立ち、そ
の議論の前提として、今日の金融危機を招いた
政府と行政の責任について伺います。

私は、大蔵省には金融行政の担い手として三つ
の大罪があると考えています。

第一は、バブルの形成とその崩壊を目の当たり
にしながら、金融危機の進行に有効な手を打てな
いどころか、今日まで事態を悪化させるに任せて
きた職務への驚くほどの目的意識の希薄化と金融
行政システムの形骸化です。バブル崩壊からこの
七年間ほどの間の大蔵省幹部は、問題が起きても
事実をひた隠しにして組織防衛や自己保身にき
やうきゅうとし、事の真相が発覚する前に特殊法人
や金融機関に天下って優雅に暮らすという人生設
計の実現だけに専心してきたと言われても仕方あ
りません。

これまで私たちは、うかつにも大蔵省の護送船
団方式の裁量行政に問題があるのだとばかり思い
込んでおりました。しかし、ここに来て次々に発
覚する事実が物語っていることは、実は護送船団
方式の行政などというものはどうの昔に内部から
崩れ去っていったということであり、六年も前に
飛ばしたの損失の処理方針について、六年も前に
相談を受けていながら何ら適切な措置をとらな
いばかりか、大蔵省検査の及ばない海外に移すこと
を教唆した事実、北海道拓殖銀行の検査で不良債
権の分類に手かげんを加えていた事実、結局この
ような大蔵省の失態が積み重なって山一証券や
北海道拓殖銀行の経営破綻を招いたと言わざるを
得ません。

第二に、みずからの金融行政の失敗にははおか
わりして、国民の税金や国有財産に軽々しく手を
つけようとする無責任さです。米国では、八〇年
代後半から九〇年代初めにかけてのS・アンド・L
機の伴う公的資金投入のとき、従来のS・アンド・L
の監督機関は廃止されました。しかるに、我が国
では、これだけ大蔵省の失態が明らかになりなが
ら、むしろ自民党の中からは最後まで大蔵省をか
ばう声ばかりが聞こえていたのは全く不可解と言
うほかありません。

第三に、大蔵省の構造的な汚職、腐敗がありま
す。自民党の三千兆円の公的資金投入案にかか
わった新井将敏議員が日興証券から利益供与を受
けていた事件、初代官房金融検査部長である井坂
道路公団理事や現役金融検査官二名の逮捕と相次
ぐ不祥事の発覚は、大蔵省現役・OBの倫理につ
いての国民の不信を決定的に専らせました。
これらの問題に根本的な決着をつけることな
く、国民に公的資金という形で負担を求めるな
ど、いわば大蔵官僚の受けた破産的な接待や天下
り先の高額な待遇のツケを国民に回すに等しく、
言語道断であります。また、このような大蔵省
に、どうしてこれからも金融行政の企画立案事務

を任せられるというのでしょうか。大蔵省の大罪とその責任のどちらかについて、総理の御所見をお聞かせください。

次に、金融危機対策としての公的資金投入の基本的な考え方について質問します。

私たち民友連は、金融システム安定化のための公的資金投入については、金融機関経営者や行政の責任追及と情報開示を徹底した上で、金融機関破綻処理に伴う預金者保護に限定して行うべきであると考えます。公的資金による優先株等引き受けについては、破綻処理に伴う受け皿銀行や新銀行への適用は破綻銀行の預金者保護という観点からやむを得ないと考えますが、一般金融機関への適用には反対です。

しかるに、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案は、破綻処理の受け皿銀行にとどまらず、一般金融機関の優先株等の引き受けをも認めているもので、信用秩序の維持という美名のもとに、公的資金で預金者保護を超えた金融機関の救済を行うことになるおそれが極めて大きいと言わざるを得ません。

法案における優先株的引き受けの目的は著しく漠然としており、不明確であります。当初言われていた貸し渋り対策が目的なのか、それとも優良銀行の自己資本比率を国際的優良水準に合わせるためのものか、あるいは破綻するおそれのある銀行の救済が目的なのか、お聞かせください。

優先株引き受けの要件等も、これまで著しく漠然としており、不明確であります。優先株等引き受け等により自己資本充実の状況が改善されなければ、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下し、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずることとなる事態とはどのような事態なのでしょう。

橋本総理、一般金融機関の優先株引き受けについて、仮に国民が納得できるような明確な目的と要件があるならば、ぜひ御説明願います。

次に、優先株引き受けの対象とその効果について質問します。

そもそも、いつまでたっても経営内容の悪い銀行が存続していることが日本の金融システムが安定しない最大の原因です。優先株引き受けが破綻しなかった銀行やグレーゾーンの銀行に対して行われるのであれば、それは市場から退場すべき非効率な銀行を温存する可能性が高く、金融不安の解消にはなりません。

また、一部に言われているように、優先株等の引き受けが優良銀行に対して認められるのであれば、自己責任の市場原理を追求するはずのビッグバンの流れに逆行します。第一、優良銀行ならば市場を通じて資本増強を行えばよいのです。なぜ国民の負担で大銀行の自己資本比率を上げてやらなければならぬのでしょうか。本案は、銀行を甘やかす経営効率化をかえっておくらせるおそれすらあります。公的資金で自己資本比率だけ国際的な一流金融機関並みに上げても、世界じゅうの失笑を買っただけであります。

さらに、今回、金融検査官の取捨事件をめぐって、多くの一流と言われる銀行が贈賄によって不正に金融検査に関する情報入手等を行っていたことが明らかになっていきました。百歩譲って、少なくともこのような企業犯罪を働いた銀行に対しては、国民の税金である公的資金で自己資本増強を行うことは到底容認されるべきものではないと考えますが、いかがでしょうか。総理は、私の疑問に明確にお答えいただけますか。

政府案は、預金保険機構の特例勘定に十七兆円、優先株等の引き受けに十三兆円と合計で最大三十兆円の公的資金の投入を見込んでおり、これが、これまで大蔵省が説明してきたところでは、仮にすべての預金取扱銀行が破綻したという極端なケースでも不良債権の要処理見込み額は四兆数千億だったはずであります。一体どこから三十兆という数字が出てくるのでしょうか。不良債権の実態が違っていたということなのでしょうか。

政府は、現在の銀行業界が抱える不良債権の実態と本当の要処理見込み額を示すべきです。四月から実施予定の早期是正措置を現在行えば何行が債務超過になり、その債務超過額の合計は幾らになるのでしょうか。早期是正措置基準では自己資本比率が二%以下の銀行が何行あるのでしょうか。

また、交付国債の償還財源としてNTT株等の国債整理基金に所属する株式の売り払い収入金を優先的に充てることとしておりますが、その理由、現在国債整理基金に所属している未売却の株式の種類と時価総額、交付国債の償還財源に充てることとなる売り払い収入金の見込み額をお示しただきたい。

幾ら必要かわからず黙って税金を払ったり、国有財産の処分にも同意する国民はいません。ただいまのそれぞれの点について、大蔵大臣より具体的な数値をお示しの上、御答弁をいただきたいと思っております。

最後に、預金保険法改正案に関連し、公的債権回収機関設立の必要性についてお尋ねいたします。公的資金の投入による国民の負担を最少にするためには、預金保険機構が破綻処理に伴って引き受けた不良債権の回収を徹底して行うため、米国のRTCのような公的債権回収機関を創設すべきであると考えます。現行法では、債権回収は預金保険機構との協定によって整理回収銀行が当てることとなっておりますが、整理回収銀行の回収実績は決して高いとは言えません。整理回収銀行の業務を引き継ぐ形で公的債権回収機関を創設し、警察や国税庁とも連携するなど、公権力を背景に不良債権の回収を強力に推し進める必要があるのではないのでしょうか。

また、政府案では、債務者の担保不動産等への立入調査にとどまり、関係金融機関やその経営者に対する調査については何の強制権限も設けられておりません。しかし、不良債権が拡大した背景

に無理な追い貸しや系列ノンバンクへの乱脈融資があったことなどを考えれば、借り手のみならず、貸し手である金融機関やその経営者に対しても調査権限が及ぶようにすべきではないでしょうか。

以上の点について、総理の御所見をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 伊藤議員にお答えを申し上げます。

まず、バブルの形成と崩壊へのプロセスにおきまして、幾つかの例を挙げながら、金融をめぐる現下の諸問題、また金融行政の失敗に対する大蔵省の責任についてのお尋ねがございました。私どもは、政府として、今まで個別金融機関の経営問題が発生いたしましたとき、その時々状況に応じ、預金者の保護及び信用秩序の維持に最大限の努力を払ってきたと考えております。

しかし、確かに御指摘のように、バブルの生成と消滅の過程、またその後において見通しに不十分なことがあった、こうしたこともあります。また、大蔵省と金融業界の関係につき緊張感が欠けていた、この御批判には十分耳を傾ける必要があると思っております。

今後の金融行政を進めるに当たり、こうした点を踏まえて、市場規律に立脚した透明性の高い金融行政に転換をしていく、責任を果たしていく必要があることは御指摘のとおりであります。また、現在、我が国の金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎかねない状況にあることにかんがみ、公的資金の投入による金融システム安定化策を講じ、これにより預金者保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいりたいと思っております。

また、大蔵省の構造的な汚職、腐敗という強い御指摘を受けました。公務員や特殊法人の役員に不祥事が相次ぎましたこと、厳粛に受けとめており、本心に愧ぢなく、遺憾と申す以外に言葉を持

ちません。道路公団井坂理事は、二月六日に収賄罪で起訴され、同日付で理事を解任されたと聞いております。大蔵省の職員につきましては、今後、省内調査により徹底的に原因を究明し、その結果を公表するとともに、被疑者に対する処分はもちろんのこととして、関係監督者に対する処分についても厳正に行わせてまいります。

これらの事件は、基本的には、まず、当人の倫理観の欠如によるものでありますけれども、大蔵省として、今回の事件を深く反省し、綱紀の保持に努めていくことは当然のこととして、金融行政を明確なルールに沿った透明性の高いものに転換する等の大改革が必要であり、職員一同自覚を新たににして、一丸となって国民に対する信頼の回復のために、松永大臣のもとにおいて、大蔵改革に取り組んでいかねばと思ひます。

また、金融行政の企画立案についてのお尋ねがございました。この問題におきましては、与党三党間において議論が尽くされ、その結果として先般合意が取りまとめられました。政府としてはこれを重く受けとめ、現在、鋭意作成作業を進めておる中央省庁再編等のための基本法案にその内容を忠実に盛り込むことといたしております。

また、一般金融機関の優先株の引き受け等について、金融機関の救済につながるものではないかというお尋ねがございました。今回の自己資本充実策は、個別金融機関の救済あるいは優遇を目的としたものではございません。我が国の金融システムに対する内外の信頼を一刻も早く回復させるための特例措置であります。

また、一般金融機関の優先株の引き受けの目的と要件についてお尋ねがございました。今般の対策の目的は、金融の危機的な状況に処して、基本的にはきちんとした経営の金融機関の自己資本比率の上昇を通じて金融システムの安定化を図ることであり、同時に、いわゆる貸し渋り等の解消により個人や事業者への円滑な資金供給に資することも期待をいたしております。

また、その要件につきましては、公正中立な審査委員会が、例えば自己資本が改善しなければ、内外の金融市場において資金調達が極めて困難な状況に至るなどにより、我が国金融機能に著しい支障が生ずる場合などの法律上の要件を踏まえ、みずから審査基準として策定、公表することとしております。

また、その要件につきましては、公正中立な審査委員会が、例えば自己資本が改善しなければ、内外の金融市場において資金調達が極めて困難な状況に至るなどにより、我が国金融機能に著しい支障が生ずる場合などの法律上の要件を踏まえ、みずから審査基準として策定、公表することとしております。

関連し、経営内容の悪い銀行は延命させず、また優良行や犯罪を犯した銀行には公的資金を投入すべきではないという御指摘もいただきました。今般の対策は、もう一度繰り返ささせていただきますけれども、個別金融機関の救済を目的としたものではなく、我が国金融システムに対する内外の信頼を一刻も早く回復させるための緊急の特例措置であります。また、我が国の金融システムに対する内外の信頼が揺らぎ、経営が健全な金融機関でありましても市場における資金調達が極めて困難となるような状況に対応する必要もあると考えられます。

なお、犯罪を犯した銀行の自己資本増強、これは基本的には私は公正中立な審査機関において審査されるべきものと考えておりまして、言及することは差し控えていたかと思ひます。次に、米国のR.T.C.のように強力な債権回収を行うべきという御指摘をいただきました。今回、いわゆる旧住専の債権と同様、破綻金融機関の債権についても預金保険機構に罰則つき調査権を付与いたしますとともに、この機構内に責任追及のための組織、体制を整備することとしており、警察等と連携を図りながら強力な回収を行うっていくことを期しております。

なお、この調査権は、借り手の担保不動産に限定されず、借り手に対する債権者、債務者も対象として含まれております。残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(松永光吉) 伊藤議員にお答え申し上げます。早期是正措置の導入に関して、銀行の自己資本比率の状況等についてのお尋ねでございますが、破綻に至りその処理策が公表されている銀行や破綻銀行を引き継いだ受け皿銀行といった特殊な事情にある銀行を除いて、本年三月末において債務超過や自己資本比率が二%以下の銀行はない見込みであると認識しております。次に、N.T.T株式の売り払い収入金を優先的に今般の十兆円の国債の償還財源とする理由等についてのお尋ねでございますが、N.T.T株式の売り払い収入金をこの国債の償還財源に優先充当するのは、今般の国債が緊急異例のものであること等を踏まえ、その償還のための新たな国民負担をできる限り抑制するためのものであります。また、現在、国債整理基金特別会計に属する株式で法律上売却可能なものとしてはN.T.T株式の五百十兆円あり、それについて先週末の終わりに値を乗すると総額約六兆一千七百億円となります。このうち、平成十年度においては、N.T.T株式の処分限度数を五十兆円とし、そのネット売り払い収入金四千六百億円を見込んでおります。以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 統訓弘君。

○統訓弘君登壇、拍手。

○統訓弘君 私は、参議院議員二十五名及び地方議員三千有余人から成る新生公明を代表いたします。案について、橋本総理並びに松永大臣に質問いたします。政府は、たび重なる私どもの忠告を無視して、消費税の五%への引き上げ、特別減税の廃止、医療費負担の引き上げで合わせて九兆円もの過重な負担を国民に押しつけました。その結果、消費不振を招き、せっかく回復基調にあった経済が最悪

の方向に向かおうとしております。さらに、金融機関の貸し渋りによって中小零細企業に深刻な影響が出ております。大蔵省汚職発覚前に行われた報道機関の世論調査によれば、五三%あるいは四七%と約半数の国民が橋本内閣を支持しないと表明しております。総理は、このような国民世論をどのように受けとめておられるのか、まず伺います。この法案では、金融安定化という美名のもとに、三十兆円という巨額な公的資金が、十七兆円は預金者保護に、十三兆円は金融機関の救済に投入されようとしております。

国民をこれほど愚弄する政策はない。パブルがはじけ、地上げ屋に貸したお金が不良債権化したら、直ちに住専救済といつて六千八百五十億円の血税を注ぎ込んだ。今度は、金融システム安定化が必要だといつて、計算根拠もはっきりしない十三兆円もの血税を貸し渋りをして国民をいじめ抜いている金融機関に投入し、再びツケを国民に回そうとしている。とんでもないことだ。総理は、住専、信用組合の破綻以外には税金は使わないと公約に明らかに違反している。衆議院の審議過程でも、なぜ公的資金の投入なのか、政府の答弁で納得できるものは何一つないという国民の皆様からの怒りの声が毎日のように私どもに寄せられております。

そして、今回の大蔵検査官逮捕という汚職事件によって、国民の金融行政に対する信頼は地に落ちてしまいました。(議長退席、副議長着席)

そのような状況で、総理は、金融システムの安定化は進むとお考えでしょうか、御所見を承りたいと存じます。さて、私ども公明は、調査なくして発言なしと立憲の原則に立って、中小零細企業が集中している全国十一都市を対象に貸し渋り緊急実態調査を実施しておりますが、その一例を申し上げますと、北海道拓殖銀行をメインバンクにしていたと

の方向に向かおうとしております。さらに、金融機関の貸し渋りによって中小零細企業に深刻な影響が出ております。大蔵省汚職発覚前に行われた報道機関の世論調査によれば、五三%あるいは四七%と約半数の国民が橋本内閣を支持しないと表明しております。総理は、このような国民世論をどのように受けとめておられるのか、まず伺います。この法案では、金融安定化という美名のもとに、三十兆円という巨額な公的資金が、十七兆円は預金者保護に、十三兆円は金融機関の救済に投入されようとしております。

国民をこれほど愚弄する政策はない。パブルがはじけ、地上げ屋に貸したお金が不良債権化したら、直ちに住専救済といつて六千八百五十億円の血税を注ぎ込んだ。今度は、金融システム安定化が必要だといつて、計算根拠もはっきりしない十三兆円もの血税を貸し渋りをして国民をいじめ抜いている金融機関に投入し、再びツケを国民に回そうとしている。とんでもないことだ。総理は、住専、信用組合の破綻以外には税金は使わないと公約に明らかに違反している。衆議院の審議過程でも、なぜ公的資金の投入なのか、政府の答弁で納得できるものは何一つないという国民の皆様からの怒りの声が毎日のように私どもに寄せられております。

そして、今回の大蔵検査官逮捕という汚職事件によって、国民の金融行政に対する信頼は地に落ちてしまいました。(議長退席、副議長着席)

そのような状況で、総理は、金融システムの安定化は進むとお考えでしょうか、御所見を承りたいと存じます。さて、私ども公明は、調査なくして発言なしと立憲の原則に立って、中小零細企業が集中している全国十一都市を対象に貸し渋り緊急実態調査を実施しておりますが、その一例を申し上げますと、北海道拓殖銀行をメインバンクにしていたと

の方向に向かおうとしております。さらに、金融機関の貸し渋りによって中小零細企業に深刻な影響が出ております。大蔵省汚職発覚前に行われた報道機関の世論調査によれば、五三%あるいは四七%と約半数の国民が橋本内閣を支持しないと表明しております。総理は、このような国民世論をどのように受けとめておられるのか、まず伺います。この法案では、金融安定化という美名のもとに、三十兆円という巨額な公的資金が、十七兆円は預金者保護に、十三兆円は金融機関の救済に投入されようとしております。

いう木工会社の社長は、他銀行に手形の割引を依頼したが、経営努力の成果を明確に示さなければ割引には応じられないと拒否され、途方に暮れているとのことでした。また、印刷会社の社長は、六十一年以上も取引関係にある銀行に土地を担保に融資を依頼したが、創業以来初めて融資を断られたとのことであり、貸し渋りの実態は予想以上のものがございませう。

このまま推移すれば、三月、六月の決算期を迎える中小零細企業の赤字倒産は予想以上に深刻な状況になることは必至であります。このような貸し渋りの実態をしかと掌握されているのか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

しかし、何としても貸し渋りによる倒産の事態は防がなければなりません。そのため、今すぐ、中小零細企業の最後のよりどころである信用保証協会の保証つき融資の強化のために、信用保証公庫の保険てん補率を現在の七〇ないし八〇％から緊急避難の措置として一〇〇％に引き上げること、信用保証法第二條第三項第五号で定められている五十業種の特定業種に、印刷や金型・メッキ等、都市型産業も含め指定業種を大幅に拡大することを提案いたします。

公的資金の十三兆円は、中小零細企業をいじめ抜いている金融機関の救済のためではなく、ただいま提案いたしましたような真の中小零細企業融資のためにこそ投入すべきと思いますが、総理の積極的な答弁を求めます。

バブル期の地価高騰とその後の下落、産業構造の転換などを背景として、大都市地域を中心に低未利用地が多数発生しております。一方、投資意欲の減退により、土地の有効活用の動きが鈍くなっております。

私は、土地の流動化を進め、土地の有効・高度利用を促進しながら民間都市開発を推進することが経済活動全体を活性化させるとともに、良好な町づくりを推進する上で極めて重要であると考えます。そのためには、都心部における容積率を思

い切つて緩和するとともに、複数の敷地間で容積率の移転を可能とするなどの新たなインセンティブを与える必要があると考えます。

また、公共事業の中でも、土地区画整理や市街地再開発などの住宅・都市開発については、将来の税収増効果が高く、財政再建という課題とも十分に両立する対策であることから、三十兆円の公的資金を投入する前に思い切つた事業規模の追加を図るべきと考えますが、総理の御所見を伺います。

また、公営住宅や公団住宅及び公社住宅の中には、土地利用が低密度でかつ老朽化したものが多数存在しております。建築年度が昭和三十年代、四十年代では公営百五十万戸、公団四十六万戸、公社で九万戸、合計百六十万戸と膨大な量であります。建てかえに当たっては、少子・高齢化に対する福祉対策を最大限に考慮しつつ、その敷地の一部を活用して定期借地権つき分譲住宅を供給する方式を導入するなど、財政的観点からも効率的な手法を活用した建てかえ事業を積極的に促進して国民に希望を与えていくべきだと考えますが、総理の御所見を伺います。

さらに、社会的弱者対策としての公的住宅施策の充実を図ることを前提としながら、期間を限定した賃貸借契約を可能とする新たな借家制度として定期借家権方式を導入し、良質な民間賃貸住宅の供給を促進することが国民生活の質の向上と景気対策の両面から極めて効果的だと考えます。

これらの施策は、いずれも民間の能力を引き出すことを軸としているため、私の試算では、単年度二千億程度の国庫補助金で公共事業の七％削減額をはるかに上回る九兆五千億程度の経済効果

が期待できる見込みであり、しかも永続性のある事業でありますので、早急に行なわれることを強く求めますとともに、総理の御所見を伺います。

分是相当する四兆円を特別戻し金として国民一人当たり三万円の期限つき商品券を支給する形で、合わせて十兆円の減税を提案いたしました。

この提案に対して、早速多数の方々から次のようなお手紙をいただきました。「虎の子十万円を一年定期にして受け取った利息は僅か二百円でした。これに比べ公明提案の特別戻し金は、一人当たり三万円、何と有り難いことでしょうか。是非実現して欲しいと思います。併せて、私達善良な国民をいじめ、大蔵省と癒着している金融機関の救済に使われている預金利子を、従前に戻してほしいと思います」という内容でありました。

後退局面にある現状の景気対策として、このくらの大胆な減税がせひとも必要であると思えます。あわせて、預金利子の引き上げについても総理の御所見を伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 統議員にお答えを申し上げます。

まず、経済状況、また国民世論などに対するお尋ねがございました。世論の指摘の厳しさに對し、全力を尽くしてこたえていくのが私の役割だと思っております。

また、政府としては、現下の金融情勢にかんがみ、政府系金融機関の新たな融資制度など、総額約二十五兆円の資金を用意いたしますとともに、早期は正措置の弾力的運用など、いわゆる貸し渋り対策を初めとした財政・金融両面の幅広い措置を講じるなど、責任を持って景気回復に努めてまいります。

なお、昨年の消費税率の引き上げを含む一連の制度改正についての御批判をいただきました。しかし、少子・高齢化の進展といった構造変化等に対応したものであり、我が国の将来にとって極めて重要な改革であったと考えております。

大蔵省と金融業界の關係の全容解明につきましても、捜査当局の捜査や大蔵省自身の内部調査の結果等を踏まえ、厳正に対処していきたいと考えております。また、一般の自己資本充実策により金融機関の融資対応力の強化が図られ、貸し渋りの解消にも資することを期待しております。

住専処理の際の公約に反するとの御指摘につきましては、昨年の秋以来、一般の金融機関におきましても大規模な破綻が相次いで発生し、我が国金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぐことになったという事情の変化があったことを踏まえ、今般の緊急対策を講じるものであります。

また、金融行政に対する信頼と金融システムの安定化に對してのお尋ねがございました。

今般、金融検査官の逮捕という事態が生じたことはまことに遺憾であり、重大な問題だと受けとめております。綱紀の肅正はもとよりですが、自己責任原則と市場規律を基軸とした透明性の高い金融行政を目指しながら、国民からの信頼回復を図るとともに、公的資金の投入による金融システム安定化策を講ずることによって、預金者の保護と金融システムの安定性確保に万全を期してまいります。

次に、信用保証協会に対する信用保険公庫の保険てん補率について御意見をいただきました。

これにつきましては、現在七割から八割となっております。これにつきましても、議員からはこれを十割に引き上げろという御指摘があったわけであります。信用保証協会にリスクがなくなることに伴い、信用保証協会のリスクがなくなることに伴い、安易な保証を招きかねない、これはひいては信用保険公庫の収支悪化、また財政支出の拡大につながる、そうした危険性も考えられると思っております。

また、保険限度額が倍額となる対象業種につき、議員からも幾つかの御指摘をいただきました。

体製造業あるいは袋物製造業などにつき現在検討中でありませう。
また、十三兆円の公的資金を中小零細企業への融資に用いるべきであるという御意見がございました。

いわゆる貸し渋りに対応するために、中小中堅企業の事業活動を支援する観点から、政府系金融機関に新たな融資制度を創設いたしますとともに、中小企業信用保証制度における特例保証の対象業種を拡大することにより、総額約二十五兆円の資金量を確保いたしております。また、貸し渋りといった現在の状況を脱して、民間金融機関が中小企業への融資をきちんと行えるようにすることが本来重要であり、そのためにも、自己資本充実策などにより金融システムの安定化を図ることが必要だと考えております。

次に、民間都市再開発等について幾つかの御提言をいただきました。
都市の再構築を推進していく上で民間都市再開発を促進することの重要性はそのとおり認識しております。昨年十一月の緊急経済対策の中にも、街路等の整備スケジュール等を明らかにしたプログラムの策定、都心商業地等の容積緩和措置を盛り込んだところでありませう。また、土地区画整理事業等につきましてはその円滑な遂行に努めてまいります。

また、民間住宅のみならず、公営、公団あるいは公社住宅等についても御提言をちょうだいいたしました。
議員からも経済効果として御指摘がございませう。けれども、住宅に係る各種施策の導入はそれぞれに意義があるものと私も思います。住宅投資は二十九・五兆円、GDPの五・九%を占めており、その経済効果は非常に大きいことから、住宅供給の促進に積極的に取り組んでいく必要があると思ひます。

このような観点から、老朽化した公営、公団及び公社住宅の建てかえを積極的に促進するとともに、

に、定期借地権の積極的な活用や定期借家権の導入の促進などによる良質な民間賃貸住宅の供給拡大など、総合的に良質な住宅の供給に努めてまいりたいと思ひます。

次に、六兆円の恒久減税、それから特別戻し金という御提言をいただきました。

しかし、このような減税につきましては、後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うほか、我が国の租税負担率が欧州諸国に比べてかなり低い水準にある中で問題があると考えております。

また、預金金利の引き上げについてというお尋ねをいただきました。

預金金利は既に自由化されており、市場の状況等を踏まえ各金融機関が決めております。低金利は景気を下支えするなどの面がある一方で、預金者の利息収入が減少することは否めません。いざいざにしても、景気回復に努めてまいりたいと思ひております。

残余の質問については、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光君) 続議員にお答えいたします。

○国務大臣(松永光君) 続議員にお答えいたします。

いわゆる貸し渋り問題についてのお尋ねですが、本年四月に予定されている早期是正措置の導入を控え、株価の低迷等による自己資本比率の低下が懸念される中で、金融機関の融資態度が必要以上に萎縮している面があるのではないかと考えます。

こうした事態に対処するため、大蔵省としては、健全な中小企業等への資金供給に支障が生じないよう、総額二十五兆円の融資金を用意するなど、政府系金融機関の活用をし、種々の施策を講じてきたところでありますが、今後とも適切に対処してまいりたいと、こういうふうにご考えております。(拍手)

○副議長(松尾富平君) 三重野栄子君。

(三重野栄子君登壇、拍手)

○三重野栄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となっております金融二法案に対し、橋本総理並びに関係大臣にお尋ねいたします。

昨年には北海道拓殖銀行、山一証券等に見られるような大型破綻が続きました。今、国民の預金制度に対する信頼がまさに揺らぎかけていると言えないではないでしょうか。預金制度は国民経済にとつてまさに心臓に当たり、これなくしては千二百兆円にも上る個人資産は行き場を失い、また企業等の投資なども滞り、経済全体が急激に縮小していくことになりかねません。

このときに当たり、与野三党は集中的な検討を行い、今後の預金者保護を柱とする金融対策が取りまとめられました。

そこで、預金保険法の改正による預金者保護についてお伺いいたします。

今回の法案では、ペイオフが実施される二〇〇一年三月末までの時限措置として、すべての金融機関における預金の全額を保護するための体制が整備されることになりました。

金融機関の破綻処理が相次いでいることを背景に、国民の間に、自分の預金等が保護されないのではないかとの不安が銀行等に対する不安に増幅していかば、健全な金融機関や一般企業までもが資金繰りで行き詰まり、破綻に追い込まれる可能性が有ります。したがって、このような危機的とも言える状況のもとにおいてこそ、預金を全額保護するために、預金保険機構の特別勘定の拡充による特別業務勘定の創設などの万全の構えは全く欠くべからざるものであり、まさに時宜を得たものと考えます。

預金は国民の大切な財産であり、金融システムに対する信頼を確保することが信用収縮を防ぎ、経済の安定的な循環を支えていくための必須の条件であり、前提であります。したがって、預金に

ついては全く心配の要らないことを明快なメッセージとして発すべきであると思ひますが、橋本総理の御決意を伺ひます。

次に、今回提出された金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案には、預金者保護に万全を期しながら、破綻金融機関の処理を円滑に進めていくことを基本とする公的資金投入の枠組みが用意をされております。

社民党は、経済活動の血液を供給する役割を担う預金制度、金融システムを保護するためのぎりぎりの措置として今回の金融対策に参画しております。このための手法の中心部分には、我が党の主張が受け入れられ、受け皿金融機関の自己資本比率の回復が大前提であることが鮮明になりました。また、重大な雇用不安につながりかねないといった国民的な評価にたえ得る発動基準も整備されました。この基準を設けましたことは、金融破綻即企業倒産に発展し、雇用不安、失業が拡大することが重大な問題ではないかと考えられたからであります。

この措置が、経営の悪い銀行を税金で救うとか、恣意的な判断に基づいて発動されるようなことがあってはなりません。だからこそ、公正中立な審査機関の重要性と決定に至る過程の透明性が問われているのであります。

私は、審査委員会の最高責任者は民間の有識者から選ぶべきだと考えます。委員長の民間登用及び審査委員会の議事録の早期公開など有効な透明性確保策について、また金融破綻は究極的には雇用問題ということについて、改めて大蔵大臣並びに労働大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

また、金融機関の自己資本の充実とは本来金融機関の自己責任において行われるべきものであり、公的資金投入のためには国民の理解が不可欠です。そのためには、銀行の経営状態の全面公開、経営責任の明確化、一層の自助努力などは極めて重要であることは言うまでもありません。

財政資金の投入の仕方や資金の役割についてのお尋ねでございますが、破綻処理に伴う損失の穴埋めには、その資金の性質上、基本的には国債の償還金により対応することとしております。また、優先株等の買い取りのための資金の原資として国債の償還金または政府保証による資金のいずれの資金を使うかにつきましては、国債の償還金の持つ損失の補てん財源としての性格や調達コスト等を踏まえ、預金保険機構の運営の中で適切に対処されるものと考えております。

交付国債の償還財源についてのお尋ねですが、今般の十兆円の国債の償還のための財源としては、国債整理基金特別会計に所属するNTT株式の今後の売り払い収入を優先して充てることとするほか、国債整理基金特別会計があらゆる国債の償還のために保有している準備資金もこの国債の償還に充てることのできる財源と考えております。

また、一般会計から償還財源として国債費の繰り入れを行う場合においても、歳入歳出全般にわたる努力を通じてその繰入財源の適切な確保に努めてまいりたいと存じます。

以上のように、今般の十兆円の国債の償還に当たっては、金融システム安定化の実を上げつつ、同時に、国民の新たな負担ができる限り小さくなるよう適切な運用に努めてまいりたいと考えておりますと存じます。(拍手)

○国務大臣(伊吹文明君) 三重野議員にお答えを申し上げます。

貸付先の倒産やあるいは貸し渋りを通じまして、金融不安が雇用に与える影響についてのお尋ねでございます。

ただ、生産性とか国際競争力あるいは対外債権等、我が国の実体経済は私は強いものがあると確信をいたしておりますが、金融不安がこの強い実体経済の足を引っ張ることがないように、金融システム安定化のために、現在お願いをいたしております金融二法の早期成立が雇用のためにも何より大切なことだと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。(拍手)

○副議長(松尾官平君) 緒方靖夫君。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案について、総理に質問いたします。

三十兆円もの途方もない巨額の国民の税金で銀行支援を行う両法案は、金融機関の破綻は金融システム内で処理するというこれまでの総理の公約に違反するばかりか、破綻していない大銀行にも公的支援を行うという極めて重大なものです。

しかも、検査官を接待漬けにした粉飾検査、不良債権の不当な無税償却という脱税指南の疑惑、大蔵省の幹部や検査官の金融機関への大量の天下り、各部署ごとの現職・OB一体の親睦団体の存在など、大蔵省、銀行の乱脈と汚職、腐敗は底なしです。

総理は、事件の解明とは別に金融危機に対処する必要があると答弁されました。しかし、金融システムに責任を負っている大蔵省と銀行の腐敗を徹底究明せずに、どうして金融システムの健全化、安定化が図られるというのですか。明確な答弁を求めます。

とりわけ、政府の責任は重大です。前大蔵大臣、官房長らは事態を隠ぺいする国会答弁を繰り返してきました。九六年十二月以降接待は一切ないという前大蔵大臣の答弁が、一週間後に東京地検の捜査で覆され、また大臣が検査部全体を調査したと答弁された昨年夏の内部調査についても、

実はその九割の職員が調査の対象外であったと指摘されています。総理、国会と国民を欺く答弁をしてきた政府の責任をどのように認識されているのですか。

政府が公的資金投入計画の引き金になったと説明する山一証券や北海道拓殖銀行の破綻と、それに関与した大蔵省の重大な責任は、これまでの審議を通じて明らかになりました。山一の破綻をもたらした簿外債務の拡大は、大蔵省の厳正な対処があれば起こらなかったことです。ところが、あろうことか、当時の大蔵省証券局長が飛ばしや簿外処理を指導した疑いが一層濃厚になっているじゃありませんか。拓殖について言えば、検査がゆるがめられ、不良債権が見逃されたことが破綻の大きな要因になりました。

一体、どんな金融検査をしたのか、どんな指導をしたのか、共犯とも言うべき大蔵省の責任はどうなのか。金融システムの信頼回復が国政の最重要課題であるならば、何よりもまず、こういう事態を生み出した原因と責任を究明し、是正することこそ一番肝心ではありませんか。

そのためには、参議院でも民友連、公明、自由党、日本共産党が一致して要求している金融検査報告書など関連資料の国会提出が不可欠です。それをせずに衆議院通過を強行した政府・与党に私は厳しく抗議するものです。検査結果を隠すことは疑惑にふたをすることに等しいではありませんか。総理、三十兆円という巨額の仕組みをつくる法案を、その発端となった事態の真相を明らかにする資料なしに審議せよと言われるのですか。政府に提出の意思さえあればプライバシーの保護などは可能です。明確に御答弁願います。

さて、両法案は、銀行の自己資本拡充に十三兆円、金融機関破綻の処理に最大七兆円の公的資金を投入するものでありますが、バブル時代の野方凶な地上げ資金の貸し付けなど、金融機関にあるまじき乱脈経営の後始末は当該金融機関と金融業界の責任です。国民はその被害者でこそあれ、

三十兆円もの負担を負うべき理由は全くありません。貸し渋り対策も理由に挙げられていますが、それは金融ビッグバンに備えて貸付金の圧縮を図る銀行の戦略であり、公共性を投げ捨て利益追求に走るその体質こそ問われるべきです。したがって、中小企業にとって死活問題の貸し渋りを是正するためには、公的資金の投入ではなく、銀行の公共性を保持させる大蔵省の厳正な指導監督こそ重要で、早急かつ強力な是正指導を強く要求し、政府としてどう対応されるのか、具体的な答弁を求めます。

次に、金融安定化法案ですが、その根幹は、巨額の公的資金を投入して金融機関の優先株等を引き受け、自己資本を増強させる仕組みです。これはビッグバンに備えて大銀行、銀行業界を支援し、国際的な競争の中で生き残れるようにさらに体力を増強してやるものにはかなりません。そうでないと言われるなら、なぜ経営難でもない巨額の業務利益を上げているトップクラスの銀行にまで優先株を買ってやるのですか。大銀行も公的資金なしには金融機能の安定、信用秩序の維持ができないと言っても言うのですか。ならば、その具体的根拠を挙げていただきたい。

驚いたことに、岸全銀協会会長は、捜査対象行にも公的資金の投入を発言しています。贈賄で摘発、捜査され、その不健全な経営体質が問われている三和、第一勧銀、あさひ銀行の優先株をよもや引き受けられることはないと思いますが、審査機関の判断に任せるというのではなく、総理御自身の責任ある見解を伺います。

また、預金保険法改正案は、預金者保護と称して一般金融機関の破綻処理に巨額の公的資金を投入するものです。預金者保護は当然ですが、それは銀行の共同責任でみずから行うべき最低限の責務です。大蔵省も全銀協も、金融機関は総体として十分な不良債権償却財源を持っていると認めているじゃありませんか。預金者保護のために必要

三十兆円もの負担を負うべき理由は全くありません。貸し渋り対策も理由に挙げられていますが、それは金融ビッグバンに備えて貸付金の圧縮を図る銀行の戦略であり、公共性を投げ捨て利益追求に走るその体質こそ問われるべきです。したがって、中小企業にとって死活問題の貸し渋りを是正するためには、公的資金の投入ではなく、銀行の公共性を保持させる大蔵省の厳正な指導監督こそ重要で、早急かつ強力な是正指導を強く要求し、政府としてどう対応されるのか、具体的な答弁を求めます。

なら、アメリカのピーク時と比べてもまだ低い預金保険料率の適正な引き上げをまず行うべきです。

総理も、さきの預金保険法改正の際に、「機構の財源で対処が困難な状況が発生した場合には、平成十年度末までに保険料率の検討を行う」と明言されてきました。何をどう検討されるのですか。中長期的な観点から対処するという抽象的な答弁ではなく、検討の内容を具体的に明らかにしていただきたい。検討対象の内容には保険料率の引き上げも含まれるのですか。

しかも、このままだと、現在ある特別保険料さえ二〇〇一年三月までで、それ以降廃止されてしまいます。銀行の負担は減らし、国民の税金で穴埋めするなど言語道断です。特別保険料の延長も検討すべきではありませんか。

それすらしようとせず、みずからの乱脈経営のツケは負わず、自己資本の不足には潤沢な公的資金で賄う、これでは銀行経営の責任は問われず、文字どおりのモラルハザードの仕組みと言わざるを得ません。政財官の癒着を止し、銀行に本来の自己責任を果たさせることこそ、日本の金融システムの信頼を回復する道ではありませんか。

最後に、総理に申し上げたい。銀行には公的資金を投入し、阪神大震災の被災者にはなぜ公的支援を行わないのですか。これこそまさに、政治的モラルハザードのきわみです。大銀行には体力をつけてやる一方で、消費税率引き上げなど九兆円の負担増、低金利での預金の目減りなどで国民からは体力を奪う政治に対して、怨嗟と非難の声が高まるばかりではありませんか。総理、この国民の批判にどう答えられるのですか。

両法案は既に前提も崩れており、その内容に道理も説得力もなくなっている以上、廃案にするしかない、このことをはっきり申し上げまして、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣橋本龍太郎君 緒方議員にお答えを

申し上げます。

まず、金融機関と金融当局の腐敗、金融システムの安定化についての御尋ねがありました。今般、金融検査官の逮捕という事態が生じたことはまことに遺憾であり、厳罰に受けとめております。綱紀の肅正はもとより、今後の金融行政において自己責任原則と市場規律のつとめた透明性の高い金融行政を目指し、国民からの信頼回復を図るとともに、一層の透明性の確保に努めてまいります。

大蔵省職員の接待に関する答弁についての御指摘がありました。任意調査の結果、限界があるとはいいながら、結果として大蔵省の調査が甘かったことはまことに残念であります。徹底的に原因を究明し、その結果を公表するとともに、被疑者に対する処分はもろろんのこと、関係監督者に関する処分につきましても厳正に行ってまいります。

また、山一証券や拓銀の破綻と大蔵省の関与について全容を解明すべきであると御指摘をいただきました。御指摘の点につきましては、今後の捜査当局による解明に加えて、大蔵省においても、これらの金融機関に対する検査に問題がなかったかどうかを含め、事態の究明のための調査を行うと聞いております。これらの捜査や内部調査の結果等を踏まえ、厳正に対処してまいりたいと思っております。

金融検査報告書を国会に提出すべきであるとお尋ねがありました。一般論として申し上げますと、個別の金融機関の検査結果の公表には、金融機関の取引先などに不測の損害を与えるおそれがあるほか、プライバシー侵害の問題が生じるなどの理由から、問題があることを御理解いただきたいと思っております。

次に、銀行の貸し渋りは経営方針の結果であり、公的資金の投入では解決できないのではないかと、貸し渋りの是正のために厳正な指導監督を行

うべきではないかとお尋ねがありました。

金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させて、健全な中小企業等への資金供給に弊害が生じる事態は避けなければなりません。こうしたことから政府としては、健全な中小企業等への資金供給に弊害が生じないよう政府系金融機関の活用など種々の方策を講じてまいりました。また、今般の公的資金の活用による自己資本充実策により、金融機関の融資対応力の強化が図られ、貸し渋りの解消にも資することを期待しております。

経営難でない大銀行の優先株まで買うのかという御尋ねがありました。金融システムに対する信頼が揺らいでいる状況のもとにおいては、財務内容と関係なく、経営が健全な金融機関にありましても内外の金融市場における資金調達に著しい支障が生ずる場合があります。我が国の金融機能に著しい支障が生ずる場合があると考えられます。そのような場合におきましては、公的資金を活用しても当該金融機関の自己資本を充実させ、金融システムの安定化を図ることが必要だと考えます。

また、贈賄で摘発された金融機関の優先株を引き受けるべきではないとの御意見をいただきました。現在、捜査当局により捜査が行われている段階であり、具体的なコメントは控えるべきと思っておりますが、いずれにせよ、政府としては、今般の対策が我が国金融システムの安定化を図り、国民経済の発展に資するための措置であることにつき、国民各位の御理解がいただけるよう説明に努めてまいります。

また、保険料率の引き上げの検討についてのお話がありました。預金保険の保険料率について、平成八年度からそれまでの七倍に引き上げたことは御承知のとおりであり、また、特別保険料は、平成十二年度末までの期限措置であるいわゆるペイオフコスト分を上回る特別資金援助等の業務に対応したもので

あります。

いずれにせよ、遅くとも平成十年度末までに検討を行うこととしております。保険料負担につきましては、預金保険機構の業務や金融機関の財務の状況等に加え、我が国金融機関を取り巻く状況や国際的な信託との関係等にも留意しながら検討していくべきものだと思います。

今回の対策が金融機関のモラルハザードを招くとの御指摘がございました。今回の自己資本充実策においては、優先株等の発行金融機関に対し、経営の健全性確保に関する計画を提出させ、その履行状況の報告についても必要に応じ求めることとし、これらについて基本的に公表することとしており、モラルハザード防止のための措置を講じております。

なお、今後の金融行政については、今回の事件の反省も十分に踏まえ、より透明性の高い手法に積極的に変えていかなければなりません。今回の公的資金を活用した金融機関の自己資本充実策は、我が国金融システムに対する内外の信頼が低下し、信用秩序と国民経済に重大な支障が生じることが懸念されるという緊急の事態に対処するものであり、政府がしっかりとした姿勢を示すことにより金融システムの信頼と安定を確保して、日本発の金融恐慌を起こさないことは我が国に与えられた責務であると考えております。

また、阪神・淡路大震災については、政府はこれまでにも、公営住宅の大量供給とその家賃の大幅引き下げなど、さまざまな支援策を講じてまいりました。さらに、地元自治体が阪神・淡路大震災復興基金を活用して行っておられる被災高齢世帯や被災要援護世帯に対する生活再建支援金の給付等に対し、地方財政措置による支援を行っております。このように、幅広く、かつきめ細かく被災者の生活再建を支援しておりますことを申し添えます。(拍手)

終わります。(拍手)

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣橋本龍太郎君 星野議員にお答えを申し上げます。

まず、経済、金融の現状についてのお尋ねがございました。

今日の深刻な経済状況を考える上で、まずバブルの後遺症という視点が必要であると思えます。そして地価の継続的な下落に伴います不良債権問題、土地需給の不均衡、企業のバランスシートの悪化といった問題がありますし、企業にも個人にもこれはさまざまな影響を与えております。

現時点におきまして振り返りましたとき、資産価格が急激かつ大幅に変動いたしましたとき、それが国民経済に与える影響についての確な認識が不十分であったのではないかと、そのような反省はいたしております。そしてこうした認識のもとに、政府としては、バブルのもたらした教訓をのみしめながら適切な経済運営に努力をいたしております。

金融機関の不良債権につきましては、現在、各金融機関が積極的な引き当て、償却を行うなど、全体としては問題の早期処理のための積極的な取り組みが続いており、政府としても引き続き不良債権問題に精力的に取り組んでまいります。また、我が国の経済金融情勢、さらにはアジアの状況等も踏まえ、二兆円の特別減税を初めとする財政・金融両面にわたるさまざまな措置を講ずることといたしております。昨年の消費税率の引き上げあるいは財政構造改革の推進等の諸施策、これは少子・高齢化の進展という我が国の構造変化あるいは危機的な財政状況にかんがみれば必要な措置であったと申し上げたいと思えます。

また、公的資金を投入する経緯についてお尋ねがありました。

いたしました。その後、一般金融機関間で相次いで破綻が発生し、我が国の金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎかねない状況に立ち至り、こうした金融の危機的状況に対処し、政府として預金者の保護と金融システム安定化のため断固たる措置をとることが我が国の国益にもかない、また責任であると考え、緊急対策を提案いたしましたわけでありました。

また、政策転換をしたのではないかとお尋ねがございましたが、財政構造改革の必要性は何ら変わるものではありませんが、経済の実態や金融システムの状況等を考えながら臨機応変の措置をとることも当然のことです。

いずれにいたしましても、財政構造改革と景気対策は二者択一の問題ではなく、中期的な目標と当面の対応というタイムスパンの異なる問題だと思えます。

債権回収と経営責任の追及が不十分ではないかという御指摘を受けました。

今回、公的資金をも活用することにもかんがみ、いわゆる旧住専の債権と同様、破綻金融機関の債権につきましても預金保険機構に罰則つき財産調査権を付与することとし、債権回収機能を強化するとともに同機構内に責任追及のための組織、体制を整備することとしており、これにより経営者や借手の民事、刑事上の責任を一層厳正に追及していくこととなります。

今回の対策が金融機関の安易な救済を招き、国際競争力を弱める一方、金融機関自身が合理化努力をせず、貸し渋りをしていると御指摘がありました。

今般の緊急対策は、個別金融機関の救済や優遇とならないよう、公正中立な審査委員会が厳正な基準に基づいて審査を行うとともに、経営の健全化に関する計画を提出させ、これを公表するなど、モラルハザード防止の措置をとっております。このような措置により金融システムの安定化が図られ、自由化、国際化時代に向けた金融機関

の基盤がより強固なものとなると考えております。また、こうした大競争時代に向け、金融機関みずからも一層の合理化努力をしていくことは当然であり、促してまいります。

今般の対策により、日銀の信用失墜を招いたりあるいは預金保険機構が第二の国鉄清算事業団になるおそれはないか、こうした御指摘をいただきました。

今般のスキームは十兆円の国債と二十兆円の政府保証という公的支援に裏打ちをされました時限措置であり、そのような懸念はないと思えます。

また、財政構造改革との関係につきましては、先ほども申し上げましたように二者択一の問題ではないと考えております。

最後に、私に対する御忠告を、御党の意見を踏まえて、いただきましたことにお礼を申し上げます。

残余の質問は関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

(國務大臣松永光君登壇、拍手)

○國務大臣松永光君 星野議員にお答えを申し上げます。

まず、三十兆円の公的支援と財政構造改革との関係については先刻総理大臣から御答弁がございました。

次に、大蔵省が発表した銀行の自己査定集計額についてのお尋ねですが、これは各金融機関が早期是正措置の導入を前提に試行的に行った自己査定の結果について、公的資金の活用を含む金融システム安定化策に関する議論の参考に資する観点から集計し、公表したものであり、決して国民に危機意識を強制しようとするものではありません。

また、なぜ銀行だけなのかとお尋ねでございますが、信用金庫等の協同組織金融機関については中間決算を行うこととなっております。また、自己査定の試行も銀行のようにすべての金融

機関で必ずしも行われているとは言えない状況にありますことから、今回、報告を求めなかったこととしたわけでありました。

次に、なぜ交付国債というスキームとしたかとお尋ねですが、預金保険機構に十兆円の国債を交付する措置により、預金保険機構はいついかなる事態が生じても、預金の全額保護と金融システムの安定化を図るための業務を機動的に行い得る財源の裏づけを有することとなります。このことは、我が国金融システムに対する内外の信頼の確保につながるものと確信するものであります。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 齋藤 十朗君 |
| 副議長 | 松尾 官平君 |
| 議員 | 魚住裕一郎君 |
| | 栗原 君子君 |
| | 渡辺 孝男君 |
| | 益田 洋介君 |
| | 矢田部 理君 |
| | 山本 保君 |
| | 大森 礼子君 |
| | 平野 貞夫君 |
| | 海野 義孝君 |
| | 但馬 久美君 |
| | 国井 正幸君 |
| | 田村 秀昭君 |
| | 風間 昶君 |
| | 二木 秀夫君 |
| | 牛嶋 正君 |
| | 木庭健太郎君 |
| | 松浦 孝治君 |
| | 加藤 修一君 |
| | 高橋 令則君 |
| | 福本 潤一君 |
| | 山口 哲夫君 |
| | 都築 讓君 |
| | 松 あきら君 |
| | 鈴木 正孝君 |
| | 星野 朋市君 |
| | 武田 節子君 |
| | 高野 博師君 |
| | 戸田 邦司君 |
| | 荒木 清寛君 |
| | 宮崎 秀樹君 |
| | 木暮 山人君 |
| | 猪熊 重二君 |
| | 統 訓弘君 |
| | 平井 卓志君 |

成瀬 守重君	陣内 孝雄君	岡 利定君	谷川 秀善君	笠原 潤一君	狩野 安君	鈴木 政二君	中島 眞人君	林 芳正君	長谷川道郎君	松村 龍二君	山本 一太君	加藤 紀文君	津手 顯正君	岡部 三郎君	板垣 正君	林田悠紀夫君	石井 道子君	小野 清子君	中曾根弘文君	河本 英典君	関根 則之君	石川 弘君	南野知恵子君	吉村剛太郎君	海老原義彦君	釜本 邦茂君	長峯 基君	常田 享詳君	田村 公平君	依田 智治君	上吉原一天君	奥村 展三君	塩崎 恭久君	浜四津敏子君	白浜 一良君	及川 順郎君	扇 千景君
石渡 清元君	西田 吉宏君	太田 豊秋君	保坂 三蔵君	鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君	金田 勝年君	阿部 正俊君	龜谷 博昭君	畑 恵君	平田 耕一君	三浦 一水君	坪井 一字君	佐藤 静雄君	田沢 智治君	大河原太一郎君	前田 勲男君	坂野 重信君	浦田 勝君	鈴木 貞敏君	永田 良雄君	上野 公成君	大島 慶久君	鹿熊 安正君	松谷蒼一郎君	岩井 國臣君	景山俊太郎君	北岡 秀二君	中原 爽君	武見 敬三君	大野つや子君	岩永 浩美君	堂本 勝子君	森田 健作君	芦尾 長司君	鶴岡 洋君	大久保直彦君	永野 茂門君

一井 淳治君	円より子君	有働 正治君	長谷川 清君	直嶋 正行君	山田 俊昭君	石田 美栄君	菅川 健二君	小山 峰男君	阿部 幸代君	山崎 力君	平田 健二君	前川 忠夫君	田 英夫君	下種葉耕吉君	大木 浩君	齋藤 勲君	村沢 牧君	吉川 芳男君	岡崎トミ子君	清水 澄子君	及川 一夫君	榑崎 泰昌君	中尾 則幸君	大洲 綱子君	石井 一二君	橋本 聖子君	武田邦太郎君	馳 浩君	長尾 立子君	岩崎 純三君	井上 吉夫君	真鍋 賢二君	高木 正明君	守住 有信君	倉田 寛之君	青木 幹雄君	鎌田 要人君
千葉 景子君	角田 義一君	緒方 靖夫君	佐藤 道夫君	今井 澄君	西山登紀子君	岩瀬 良三君	須藤美也子君	水島 裕君	伊藤 基隆君	西川きよし君	朝日 俊弘君	足立 良平君	瀨谷 英行君	志苦 裕君	上杉 光弘君	井上 孝君	今泉 昭君	梶原 敬義君	須藤良太郎君	薬科 満治君	三重野栄子君	山本 正和君	江本 孟紀君	渡辺 四郎君	小林 元君	谷本 巍君	和田 洋子君	大脇 雅子君	小川 勝也君	井上 裕君	佐々木 満君	村上 正邦君	遠藤 要君	沓掛 哲男君	片山虎之助君	岡野 裕君	清水嘉子君

議長の報告事項
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・防衛委員 辞任
長谷川 清君 補欠 伊藤 基隆君

財政・金融委員 辞任
伊藤 基隆君 補欠 長谷川 清君

国民福祉委員 辞任
阿部 正俊君 補欠 佐々木 満君

労働・社会政策委員 辞任
佐々木 満君 補欠 阿部 正俊君

都築 讓君 補欠 戸田 邦司君

政府委員
大蔵省銀行局長 山口 公生君

國務大臣
内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 松永 光君
労働大臣 伊吹 文明君
國務大臣 尾身 幸次君
官(經濟企画庁長) 官(沖繩開発庁長) 鈴木 宗男君

交通・情報通信委員 辞任 補欠
山下 芳生君 吉川 春子君
竹村 泰子君 寺澤 芳男君
小島 慶三君 松前 達郎君
吉岡 吉典君 筆坂 秀世君
菅野 久光君 橋本 敦君
北澤 俊美君 笹野 貞子君
寺崎 昭久君 広中和歌子君
聽濤 弘君 久保 巨君
上田耕一郎君

議院運営委員会 理事 山下 芳生君 (山下芳生君の補欠)
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。
平成九年度一般会計補正予算(第1号)
平成九年度特別会計補正予算(特第1号)
平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主意書(竹村泰子君提出)
同日本院は、裁判官訴訟委員大脇雅子君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
荒木 清寛君

同日本院は、検察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。
検察官適格審査委員会 参議院議員 千葉 景子君
同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。
参議院議員 笠井 亮君
同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。
参議院議員 吉田 之久君
同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。
山下 栄一君
同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。
参議院議員 広中和歌子君

(四国地方開発特別委員会)

松浦 孝治君

(北陸地方開発特別委員会)

海野 義孝君

(中国地方開発特別委員会)

笹野 貞子君

(離島振興対策特別委員会)

風間 純君

(豪雪地帯対策特別委員会)

真島 一男君

前川 忠夫君

同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

統 訓弘君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成九年度一般会計補正予算(第1号)

平成九年度特別会計補正予算(特第1号)

平成九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日議長は、一月二十六日のレニ・フィッシャー

欧州評議会議員会議議長再選に際し、同議長宛祝

電を発送した。

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・防衛委員

辞任

補欠

伊藤 基隆君

長谷川 清君

財政・金融委員

辞任

補欠

長谷川 清君

伊藤 基隆君

国民福祉委員

辞任

補欠

佐々木 満君

阿部 正俊君

労働・社会政策委員

辞任

補欠

阿部 正俊君

佐々木 満君

戸田 邦司君

都築 讓君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

都築 讓君

戸田 邦司君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交・防衛委員会

理事 笠原 潤一君

理事 須藤良太郎君

理事 武見 敬三君

理事 吉田 之久君

理事 高野 博師君

去る六日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第二二

号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法

第二三号)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法

第二四号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣

法第二五号)

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関

する法律案(閣法第二六号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第二七号)

特定公共電気通信システム開発関連技術に関す

る研究開発の推進に関する法律案(閣法第二八

号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必

要があり、これに日時を要するため、明示する期

限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後

段の規定による通知書を受領した。

参議院議員武田節子君提出銀行預金の相続に関

する質問(答弁することができる期限 二月二

十三日)

一昨七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第一

号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法

律案(閣法第二三)

官 報 (号 外)

平成十年一月九日 参議院会議録第五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五八四四五
二番四号港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（配本） 本号一部
送

料
〇〇五円
〇四
別